

平成19年度 第2回利用登録団体懇話会

開催日:平成20年1月26日 於:NPOセンター大船



当センターに登録している団体のうち25団体とその会員54名の参加により「登録団体懇話会」が開かれました。

岡野理事長のあいさつに続き、次の項目について説明がありました。

- ・自治基本条例素案大綱 ・野村総研跡地関連報告
- ・センター設立10周年記念関連報告 ・各部会報告
- ・事務局からの報告

また、今回は2団体から提案事項がありました。

- ① ポレット (拠点場所になる空き店舗を探している)
 - ② 鎌倉シチズネット (e-ご鎌倉SNSへのお誘い)
- 後半は、3グループに分かれて各団体紹介及びアピールタイムが持たれました。

懇話会終了後、懇親会が持たれ、一層話の輪が広がりました。(H.F)

NPOセンター 講演会



2月9日(土)鎌倉市福祉センターにおいて、農民連食品分析センター所長・石黒昌孝氏による「食の安全と健康をどう守るか」と題した講演会が開催されました。食品偽装問題・殺虫剤入り餃子問題等「食の安全」については、昨年来、社会的に取り上げられていることでもあり、たくさんの方の参加がありました。

講師の石黒氏は「残留農薬の検出状況」「国内における外国産食品の多用」「国内の食材料の検査問題」等、多くの食品問題について資料を基にお話くださいました。

そして、「なぜ自給ができないのか」「国内の検査機関はどのくらいあるのか」「民意が政府に届いているのか」等、参加者からの質問に丁寧に答えてくださった後、「消費者・生産者・業者・国が共同して対処する必要がある」と結ばれました。

講演会に参加し、素性のわかる食材の大切さを再認識しました。(M.N)



有機野菜の販売もありました

相談 Q A

新しい減価償却制度について

Q NPO法人ですが、収益事業があります。

平成19年度から法人税法が改正され、減価償却制度が変わったそうですが、どのように変わったのか説明してください。

A 平成19年4月以降取得した減価償却資産については、一部資産の耐用年数が短縮されたほかに、償却可能限度額及び残存価額が廃止され、残存価額1円まで償却できるようになりました。

定率法については新たな償却率が適用され、定額法の原則2.5倍に設定された償却率が適用され、機械等の早期償却が可能になりましたが、途中年度において定額法による償却額を下回る償却額になった場合は、保証限度額によって調整することになっていて、やや複雑になりましたので、NPO法人のように減価償却資産の金額があまり多くなく、税務上減価償却費の影響額が軽微である場合には、定額法を採用するほうが便利です。

なお19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、従来の方法で減価償却を行い、5%の残存価額に達した場合には、翌年から5年間に亘って均等償却を行うこととなります。